

2009 年

日米投資イニシアティブ報告書

2009 年 7 月

要旨

日米投資イニシアティブは、8年間にわたり日本及び米国ひいては世界規模において外国直接投資(FDI)の環境改善方法に関する積極的な協議及び協力を促進してきた。両国の継続的な経済繁栄にとって外国直接投資が重要なものであることから、本イニシアティブは両国の経済関係における重要な柱となっている。

2008年から始まった世界規模の深刻な景気後退にもかかわらず、2008年末の対日直接投資残高は、前年から3.4兆円大幅に増加(過去最大の伸び)し18.5兆円(約1,796億ドル)となった。GDP比率も2007年末の2.9%から3.6%へ上昇した。米国からの直接投資も6.7兆円となり、2007年末比34%増となった。

2008年12月には、2008年5月に発表された対日投資有識者会議の提言の内容を反映させ、「対日直接投資加速プログラム」の改定を行った。この改定において、プログラムには25項目の新規の施策が追加され、91項目の施策になった。

米国も引き続き、対米直接投資における魅力を維持している。2007年末の対米直接投資残高は、前年比13.5%増のおよそ2.1兆ドルであった。2008年には、外国企業が米国企業に2,600億ドルを投資し、米国経済に大きく寄与する結果となった。外国企業の米国関連会社による現地雇用は500万人を超えるが、これは米国の雇用総数の4%を上回る割合で、米国経済生産の6%を占める。

投資ワーキンググループ会合(IWG)は引き続き、両国の投資家にとって重要な各種の問題について積極的かつ互恵的な協議を行うための場となっている。前回の報告書以降、IWGの会合は2008年10月と2009年5月の2回開催され、双方の会合において、米国と日本は世界的な経済危機の中でも、引き続き外国直接投資を促進していくとともに、増加しつつある投資保護主義に対抗していく必要について認識を共有した。IWG各会合後には、議長共同声明を発出した。

IWGではこの1年を通じて、①対日直接投資促進加速プログラムの改定等対日直接投資の促進に向けた日本政府の継続的取組み、②国家安全保障に係る対内直接投資を審査するための日米の規制枠組み、③企業価値研究会報告書の普及及び企業統治研究会の審議の進捗状況、④日本での組織再編に影響を与える米証券取引委員会(SEC)の最近の規則変更、⑤貨物に対するセキュリティ規制、⑥交渉の進捗状況に関する報告を含めた、第三国との投資協定に関する継続的な情報交換、⑦日本の労働法制の見直し、⑧査証その他の領事事項について話し合いをもった。

本イニシアティブによる対外広報活動としては、2008年10月に静岡で日米投資交流セミナーや、シカゴで対日投資シンポジウムも行っている。

日米両国は、両国の市民や経済が開かれた国際投資の利益を十分享受できるよう、投資問題について引き続き協力していくことにコミットしている。

目次

I. はじめに.....	1
II. 日米の外国直接投資の現状.....	2
1. 対日直接投資.....	2
(1) 対日直接投資動向.....	2
2. 対米直接投資.....	7
(1) 対米直接投資の動向.....	7
(2) 対米直接投資促進のための取組み.....	9
III. 日米投資イニシアティブにおける議論(2008～2009年).....	10
1. 海外からの直接投資促進に向けた政策.....	10
(1) 対日直接投資加速プログラム.....	10
(2) 議長共同声明の発出.....	10
2. 対内投資規制制度に関する情報交換.....	13
(1) 日本の投資規制.....	13
(2) 米国の投資規制.....	13
3. 両国関心事項.....	14
(1) 企業価値研究会報告書の啓発・普及.....	14
(2) 企業統治研究会の検討状況.....	14
(3) 迅速な組織編成の阻害要因除去(Form F-4).....	15
(4) 貨物セキュリティ.....	16
(5) 労働法制(確定拠出年金の見直し).....	17
(6) 査証.....	18
4. 投資協定に関する情報交換.....	19
IV. 結論.....	21
別添 1: 対日投資シンポジウム、セミナー.....	22
別添 2: 最近の米国企業の進出事例.....	23

I. はじめに

日米投資イニシアティブは、2001年6月の当時の小泉総理とブッシュ大統領との首脳会談において設置されて以来、日本および米国における外国直接投資(FDI)の環境改善方法に関する積極的な協議及び協力を促進してきた。本イニシアティブは、「成長のための日米経済パートナーシップ」の一環となるものであり、日本の経済産業省と米国の商務省が共同で議長を務めている。

本投資イニシアティブは引き続き、国際的な投資保護主義に対処するとともに、日米双方の対内直接投資環境を向上させるための有用な手段となるものである。本イニシアティブワーキンググループの議論により、両国は、外国直接投資が経済成長に貢献するものであるとのより深い理解を得た。外国直接投資は、新たな技術や革新的なノウハウへ入手機会創出、新製品やサービスの供給、更なる雇用機会の確保を実現し、それによって経済を活性化させる有効な手段である。また、国境を越えた投資やM&A活動が多面的な国際経済関係の強化にも資することになる。

前回の報告書において、日本の対日直接投資残高は本イニシアティブの開始以降、過去8年間に於いて大幅に拡大したとしている。会社法制・倒産法制・企業会計制度など様々な分野での経済改革や規制緩和により、日本への外資参入機会も拡大された。このように、外国投資家に対する日本の魅力は高まってきている。

しかしながら、前回の報告書以降、国際投資環境は大きく変容した。2008年、世界経済はこの75年間で最悪とも言われる危機に直面した。米国の金融危機はサブプライムローンの損失に端を発し、2008年のリーマンブラザーズの破綻を契機に国際危機となった。これは米国経済だけでなく、世界全体の経済にも悪影響を及ぼした。このような危機の中、一部の国が保護主義に走り始めている。日米両国はこのような動きに懸念を高めている。

こうした動きに対して、G20ではロンドンで行われた首脳会合において、保護主義に対抗する公約を2010年末まで延長することをコミットした。2008年11月にペルーの首都リマで行われたアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議でも同様の声明が発出された。2月の日米首脳会談でも、世界経済の回復に向けて、保護主義に対抗することは、日米両国の重大な役務であるということにつき、麻生総理とオバマ大統領との間で認識を共有している。

日米投資ワーキンググループ会合は、2008年10月29日と2009年5月26日の2度にわたり開催されたが、それは折しも世界経済の落ち込みが日米二国間の投資にどのような影響をもたらされるのか日米の当局者が懸念するさなかであった。同IWGは、様々な多国間枠組みにおいて講じられる保護主義に対する協調行動に合わせて対内直接投資を推進し、投資保護主義に対抗するべく、積極的な措置を講じるという両国の基本方針を確認した。

こうした方針を改めて表明するため、経済産業省の国際地域政策担当塩田審議官と米国国務省ハスラックAPEC担当大使は、両会合後に共同声明を発表した。

IWG会合では、日本側議長より、昨年の報告書に盛り込まれた「対日直接投資促進のための5つの提言」を反映させた形で昨年12月に改定した、「対日直接投資加速プログラム」の内容について説明がなされた。また、安全保障に関係する投資規制に対する産業界の関心に鑑み、日本側からは外国為替及び外国貿易法(外為法)について、米国側からは改正された外国投資国家安全保障法(FINSA)の実施状況についてそれぞれ情報交換を行った。さらに、昨年度に引き続き第三国との二国間投資協定の交渉状況についても情報交換した。

本イニシアティブの対外広報プログラムとして、2008年10月にはシカゴにおいて対日投資シンポジウムを、静岡において対日投資交流セミナーを開催した。(別添1参照)

本2009年度年次報告書は、両国の外国直接投資の現状についての見直しの他、こうした本イニシアティブに関連する協議や対外広報プログラムについての概要を含め、本年度の本イニシアティブの諸活動を通じて得られた成果を取りまとめている。

II. 日米の外国直接投資の現状

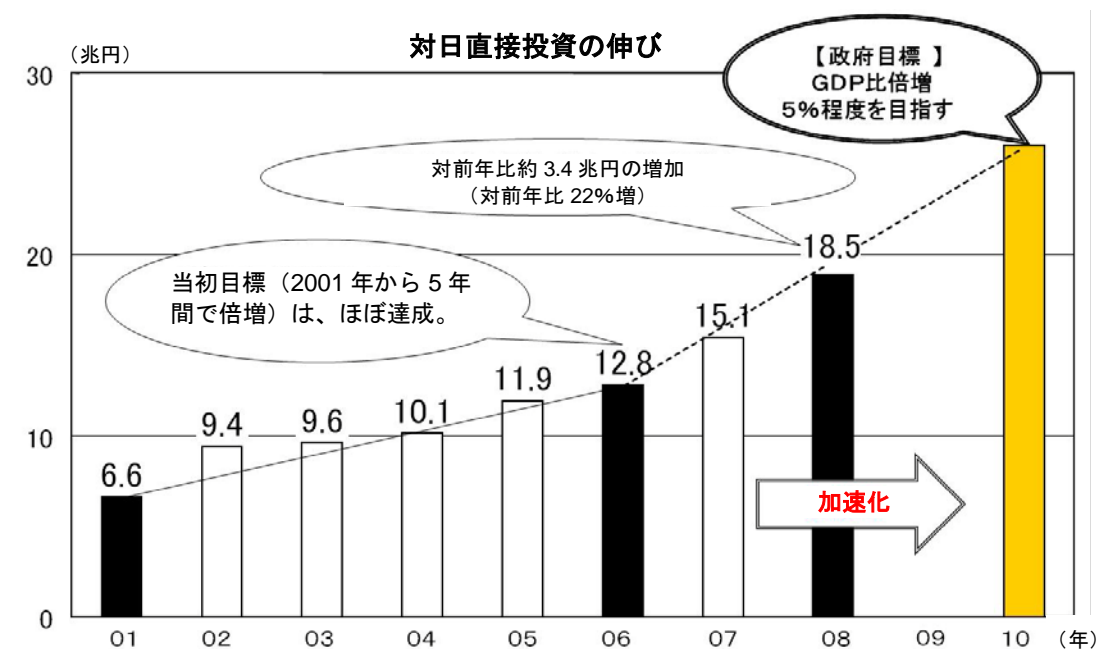
1. 対日直接投資

(1) 対日直接投資動向

外国直接投資に対する日本の魅力は健在である。近年、対日直接投資は着実に増加しており、2008年末の対日直接投資残高は、18.5兆円(為替レートを2008年のIMF International Financial Statisticsの年平均レートである1ドル103円とすれば約1,796億ドル)に上っている。この約3.4兆円の上昇は、2008年秋からの金融危機による世界経

済の急激な落ち込みにもかかわらず、過去最大の伸びとなっている。

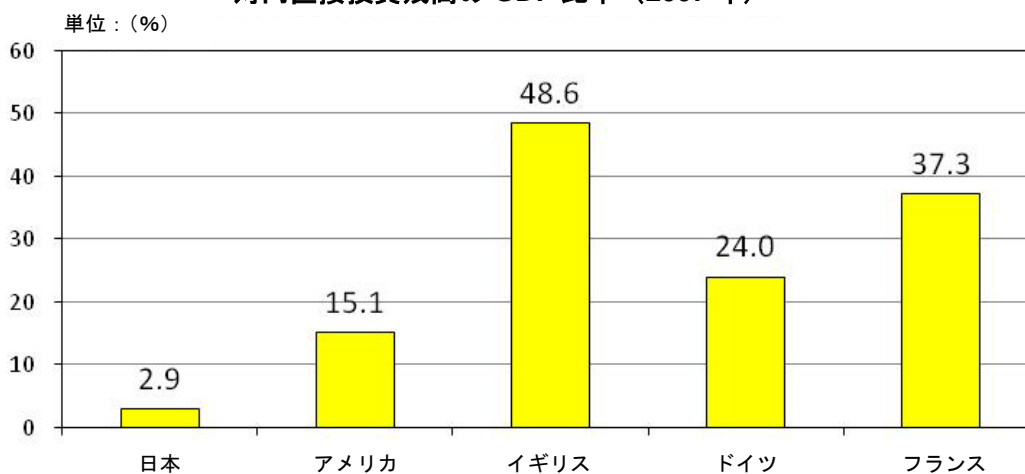
上記 18.5 兆円のうち、米国からの直接投資は 6.7 兆円、EU からは 6.8 兆円、ASEAN 諸国からは 9,202 億円となっている。



【出所】財務省／日本銀行「対外資産負債残高統計」

近年、対日直接投資は大幅に増加しているとは言え、その GDP に占める割合は依然として他の主要先進国に比して小さい。米国の 15.1%、イギリスの 48.6%、ドイツの 24.0%、フランスの 37.3% に比べ、2007 年末の時点で対日直接投資残高の GDP 比率はわずか 2.9%、また 2008 年末時点で 3.6% に過ぎない。国連貿易開発会議 (UNCTAD) が発行した「2008 年世界投資報告書」によれば、対内直接投資潜在力指数は 141 カ国中 24 位(2007 年)という高い水準にあるものの、対内直接投資実績指数は同 135 位(2007 年)にとどまっている。

対内直接投資残高の GDP 比率（2007 年）



【出所】

日・英・独：IMF International Financial Statistics

米：Survey of Current Business

仏：La Balance des Paiements et la Position Exterieur de la France

(2) 対日直接投資促進のための取組み

A. 日本政府の取組

2003年1月、小泉首相(当時)は「対日直接投資残高を倍増させる」との目標を表明した。政府一体となり事業環境の整備や行政手続きの見直しなど各種施策を講じたことにより、直接投資残高は2001年の6.6兆円から2006年には12.8兆円へと94%増となり、それによって、小泉首相の目標は事実上達成された。

2006年3月、日本政府は「対日直接残高をGDP比で倍増となる5%とする」ことを目指すという新たな目標を設定した。この新たな目標達成のために、同年6月、「対日直接投資加速プログラム」を策定した。また、2008年1月に設立された「対日投資有識者会議」において、同年5月に「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」が取りまとめられ、経済財政諮問会議に報告された。さらに、この提言内容を盛り込む形で、同年12月に「対日直接投資加速プログラム」の改定を実施した。

B. 改訂版「対日直接投資加速プログラム」

政府の改訂版「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」には現在、25の新規施策を含め、合計91項目の施策が盛り込まれている。新たに追加された施策には、買収防衛策の在り方に関する検討、外資規制のあり方の検討さらに医療機器の審査迅

速化アクションプログラム等、様々な課題に向けて新たなアプローチが盛り込まれており、関連省庁において着実に施策を実行しているところである。

「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」概要
(「対日投資有識者会議」報告書より抜粋)

1. M&Aの円滑化に向けた制度整備
対日直接投資の重要な手段であるM&Aの円滑化に資するため、幅広く検討を進め、我が国のM&A制度の更なる整備を急ぐべきである。
2. 外資規制のあり方の包括的検討
国の安全や公の秩序等を維持しつつ、予見可能性のある制度整備を進めるべきである。その際、内外無差別の原則の例外として外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にし、我が国のオープンな姿勢を対外的に示すべきである。
3. セクター別の重点戦略の策定
今後の日本経済の活性化、国民生活の向上の面から特に重要な医薬品・医療機器分野の中で、医薬品に比べ取組が遅れている医療機器分野に焦点を当てたアクションプログラムを策定すべきである。
4. ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上
グローバル競争の中で海外の企業や投資家が対日直接投資に魅力を感じるよう規制や制度の改革を進め、我が国のビジネスコストを削減するとともに、制度の透明性を高めるべきである。
5. 外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等
外資誘致による地域活性化を実現すべく、外国人、外国資本が活動しやすい地域をつくとともに、外資歓迎姿勢のアピールを強化すべきである。

改定版「対日直接投資加速プログラム」概要

①地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上

- ・地域や広域連携による戦略的な情報発信
(効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、首長のリーダーシップと連携の下での広域連携の実施)

- ・外資企業の進出による地域経済の活性化
(既存進出外資企業の再投資・二次投資を通じた、地域への進出の促進)

②世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等

- ・グローバル競争の中で海外の企業や投資家に対日直接投資に魅力を感じるような制度の整備
(法人実効税率の在り方の検討)(独占禁止法の審判手続に係る規定の見直し)(国税に関する事前照会への迅速な文書回答に努力)

- ・M&Aの円滑化に向けた制度の整備
(M&Aを通じた、中小企業を含めた国内企業の事業継続・再生、海外事業展開などに資するような外資誘致の取組強化) (「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」についての報告書の周知徹底)

- ・日本経済の活性化及び国民生活の向上のために重要なセクターの選定とアクションプログラムの策定
(医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定および早期実行)(先端医療開発特区の創設、実施)(新たなセクター別重点戦略の策定)

- ・国際的な資本移動の円滑化
(ファンドをより効果的に活用できるよう、産業界とファンドとの対話の促進、ファンド協議会の活性化等、必要な環境の整備)(投資協定の迅速かつ柔軟な交渉の実施及び投資章を含む経済連携協定(EPA)締結の積極的な推進)

- ・国際的な人流・物流の効率化
(羽田空港の更なる国際化及び大都市圏国際空港の24時間化の促進)(航空自由化の推進)

- ・海外人材に魅力ある国に向けて、外国人の生活しやすい環境の整備
(国際金融拠点機能強化を先行させる地域における、外国語によるサービスが受けられる医療、保育施設、サービスアパートメント、インターナショナルスクールの整備)(ブラジル人学校の状況調査)

③内外への積極的な広報

- ・対日投資を歓迎する姿勢の内外への積極的な広報
(対日投資促進のための広報DVDおよび「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」の英訳版パンフレットの作成等)

2. 対米直接投資

(1) 対米直接投資の動向

米国は引き続き、大規模な消費者市場と開放経済に加え、政治的安定性や高い投資収益率を背景に、世界各国から相当な対米直接投資を集めている。2007 年における米国の直接投資累積残高はほぼ 2.1 兆ドルに上昇した。対前年比成長率は前年 12.8%増から 13.5%増に増大した(表 1)。この増大の背景には、2006 年の投資額の上方修正、設備投資の上昇、世界規模の国際的な M&A 活動の復活を挙げることができる。イギリスは依然として米国経済における最大の対米直接投資国であり、投資額は 4,110 億ドルに上る。日本は投資額 2,330 億ドルで 2 位を維持しており、次いでカナダ(2,130 億ドル)、オランダ(2,090 億ドル)、ドイツ(2,030 億ドル)、さらにフランス(1,690 億ドル)の順に続く。

表 1 対米直接投資残高の動向
2001-2007 年 (簿価ベース)

年末	対米直接投資残高 (10 億ドル)	対前年比 (%)
2001	1,344.0	6.9
2002	1,327.2	-1.3
2003	1,395.2	5.1
2004	1,520.3	9.0
2005	1,634.1	7.5
2006	1,843.9	12.8
2007	2,093.0	13.5

出所: *Survey of Current Business* (July 2008 and September 2008)
米商務省経済分析局

データが入手可能な最新年の 2008 年においては、外国人および外国企業による対米事業投資額は 2,600 億ドルに上った。これは 2007 年の投資額 2,520 億ドルに比して若干の増加である。

表2 投資類型別の対米直接投資額(2002-2008)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007 ^r	2008
総支出額	54,519	63,591	86,219	91,390	165,603	251,917	260,362
投資類型別内訳							
米買収企業	43,442	50,212	72,738	73,997	148,604	223,616	242,799
米設立企業	11,077	13,379	13,481	17,393	16,999	28,301	17,564

(単位:百万ドル)

r:改訂値

出所: *Survey of Current Business* (June 2009)、米商務省経済分析局

対米投資支出内訳は、圧倒的に米国企業の買収となっている。2006年以降、新規の対米直接投資の総額がこれまでで最高の2001年の投資額を上回ることはなかったが、2008年には2,604億ドルに増大し、過去3番目の額となった。

こうした投資による外資流入は米国経済に大きく寄与している。データが入手可能な最新年の2006年では、外国企業の非銀行系米国関連会社で、過半数保有会社による直接被雇用者は530万人を上回り、非銀行系民間産業における米国の雇用総数の4.6%を占めている。同年における米国経済生産高に占める割合は6.1%となっている。2006年時点で、日本企業の投資による米国での雇用は58万300人を上回り、これは米国の民間セクターによるGDPのほぼ1%に相当する。自動車製造業は対米直接投資において重要な産業である。2008年時点で、社団法人日本自動車工業会(JAMA)の加盟組織は、米国にある22を超える製造工場に対し330億ドルを累積投資している。日本の自動車産業によるアメリカ人被雇用者数は、自動車製造部門の6万2,000人、研究開発センターの約3,500人を含め、およそ42万5,000人となっている。

2008年には、世界的な金融危機により直接投資額は世界規模で20%減少すると予測される一方で、ドルが実際に大幅下落したことで、投資家に有利な対米投資機会を創出することになった。この状況は対米投資コストを減少させる一方で、外国投資家の相対的な資産保有量を増大させた。事前予測では、2008年の対米直接投資による資本流入は、2007年の投資額2,330億ドルの38%増を上回り、過去最高となる3,210億ドルに達するとされている。現在の経済後退が米国の実質GDP成長率をわずか1.1%まで低下させたことを考えると、この数字は異常である。しかしながらイギリスや日本などの主要投資国で株式市場の混乱が発生すれば、それによって対米直接投資額が縮小する可能性もある。

(2) 対米直接投資促進のための取組

A. 連邦政府の取組

米国は、引き続き国内外においてオープンな投資制度の支援に努めていく。米国は、直接投資が新たな雇用機会を創出し、国内賃金を引き上げ、技術進歩を促し、輸出を増大するほか、企業の競争力強化につながることを認識している。米国は世界最大の投資国及び世界最大の投資受益国として、オープンな国際投資を推進する重要な役割を担っている。

数年来、米商務省の「インベスト・イン・アメリカ」事務局は、米国及び世界各国で行われた、米国の雇用機会及び経済成長に対する外国直接投資の重要性をアピールするため、24 を超える貿易見本市その他の推進行事に参加した。その中には、対米直接投資推進に向けた広報活動として2008年9月に実施されたアーロン・ブリックマン同局長の東京、名古屋及び大阪への視察訪問が含まれる。商務省の取組みに関する詳細情報については、www.investamerica.gov で閲覧可能である。

B. 州政府の取組

州政府は、米国において対内直接投資の最も積極的な推進役となっている。多くの州政府から、自州への投資に関心を持っている企業を対象に様々なサービスや情報、及びインセンティブが提供されている。また、貿易や対内直接投資を推進するために海外に拠点を構えている州も多い。米国州政府事務所の相互利益の促進のため1980年に設立されたアメリカ州政府協会(ASOA)は、日本にも事務所を持っている。現在ASOA Japanは、加盟機関として24の州事務所を構えており、同加盟機関に対し、団体行動や情報交換のための様々な手段を提供している。ASOAに関する情報、及び各州の投資・貿易振興活動に関する情報は、<http://www.asojapan.org> で閲覧可能である。

III. 日米投資イニシアティブにおける議論(2008～2009年)

1. 海外からの直接投資促進に向けた政策

(1) 対日直接投資加速プログラム

日本は、2009年5月に行われたIWGにおいて、改訂版「対日直接投資加速プログラム」に追加された新規25項目について説明した。新規項目は、2008年5月の対日投資有識者会議がとりまとめた「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」において掲げられた施策を取り入れた内容である。

米国側は、日本側の「APEC 投資円滑化行動計画(IFAP)に基づく投資関連施策の透明性向上、投資手続きの効率化、及び投資施策評価方法の確立の推進」に向けた努力に対し、感謝を表明した。米側はまた、対日投資促進のための日本の税制改正についても関心を表明し、「国税文書回答の迅速化」について、特に国税文書回答担当官の増員につき評価した。

(2) 議長共同声明の発出

今回行われたIWG各会合において、議長を務めた塩田審議官とハスラック大使は、直接投資の推進に係る共同声明を発出した。2008年10月の声明では、数年前から始まった経済状況の悪化に鑑み、対内直接投資の促進を継続する重要性が表明された。

2009年5月の声明では、日米投資イニシアティブを行ってきた過去8年間にわたって、対内直接投資残高が日米共に大きく拡大し、両国にとって「Win-Win」の状況を醸成してきたこと、さらに直接投資が拡大するよう更なる措置を講じるとともに投資保護主義への対抗措置を執っていくという内容が盛り込まれた。

【参考1】 ワーキンググループ会合(2008年10月)における共同声明

日米投資イニシアティブワーキンググループに関する共同議長声明

2008年10月29日

1. 日米投資イニシアティブワーキンググループは、2008年10月29日に東京で開催された。
2. 本ワーキンググループの共同議長は、経済産業省通商政策局塩田誠審議官と米国国務省パトリシア・ハスラック大使が務めた。
3. 両議長は、最近の金融マーケットの混乱による現在の経済状況の悪化を考慮に入れて、対外直接投資の促進を継続することの重要性について共通の見解を表明した。貿易と投資に関する前向きな議題は、繁栄と成長の早期回復に貢献するものである。
4. 本日の会合では、双方は、以下についての最新の情報提供と意見交換を行った。
 - ① 日本側の対日投資有識者会議の提言を含む、両国の投資環境
 - ② 10+2ルール、100%スキヤニングなどのコンテナセキュリティ
 - ③ 安全保障に係る投資のレビュー
 - ・米国の外国投資国家安全保障法(FINSA)のアップデート
 - ・日本の外国為替及び外国貿易法(外為法)の実施状況
 - ④ 米中投資協定、その他の二国間投資協定の交渉状況及び日本の二国間投資協定交渉の戦略
5. 本投資ワーキンググループは、「成長のための日米経済パートナーシップ」の協力枠組の主要構成要素である「日米投資イニシアティブ」の一部である。「パートナーシップ」の枠組は、2001年に当時の小泉純一郎総理とジョージ・W・ブッシュ大統領によって設立された。「日米投資イニシアティブ」は、投資環境、投資ルール及び規制に関する幅広い問題について議論することにより、両国の直接投資を促進することを目的としている。

【参考2】 ワーキンググループ会合(2009年5月)における議長共同声明

日米投資イニシアティブワーキング会合に関する共同議長声明(仮訳)

2009年5月26日

投資は世界経済の成長と繁栄を確実なものとするために極めて重要な役割を果たすものである。2001年以来、日米投資イニシアティブにおいては、我々の二国間における国境を越えた投資の障壁を確認し、取り除くために効果的に取り組んできた。

5月26日、東京において、日米投資イニシアティブWG会合が開催され、この一年間の両国政府による対内直接投資促進の取り組みをレビューした。WGは、世界経済における困難な状況にもかかわらず、多くの重要な成果に留意した。過去一年間、日本では、対日直接投資促進有識者会議による「5つの提言」の発表を通じて、対内直接投資の環境を促進する措置を講じてきた。更に、この提言を反映させる形で、2008年12月に対日投資促進加速化プログラムを改定したところである。

また、日米両国は世界的な信用市場における厳しい混乱の後、金融分野を安定させるために、いくつかの臨時措置を執ってきた。

投資は日米を結びつける強力な力である。投資イニシアティブを実施してきた8年間において、日本の対内直接投資残高はほぼ3倍になり、米国の同残高は30%以上増加した。日本は米国における対内直接投資の第2位の投資国であり、米国は日本への最大の投資国である。日本企業は、2300億ドル以上を米国に投資し(*1)、米国企業は、5兆670億円以上を日本に投資している(*2)。これは、両国にとってWIN-WINの状況であり、日米二国間相互の直接投資が更に拡大するよう、更なる措置が両国政府により執られるべきである。

日本と米国は、引き続き、いかなる形の投資保護主義にも対抗するために、措置を執っていくことにコミットしていく。そして我々は、両国の市民や経済が開かれた国際投資の利益を十分享受し続けられるように、この対話のような二国間において、及びG8、OECD、APECやG20のような多国間の枠組みにおいて、両国が協力していくことを誓った。特に日米両国は、日本・米国がそれぞれ2010年・2011年にAPECの議長国となることが、アジア太平洋地域において、開かれた国際投資をさらに促進するための絶好の機会となることについて認識を共有した。

<出典>

(*1) 米国商務省

(*2) 日本財務省

2. 対内投資規制制度に関する情報交換

米国と日本は数年間にわたって、国家安全保障に影響を与えるおそれのある各国の対内投資案の審査制度について討議を行ってきた。この討議の一環として両国は、OECD ルールに沿って、国家の安全保障等についての審査を行うこと、また取引を阻止または制限する目的で講じる措置が、特定取引のリスクに釣り合ったものであることを確保することが重要であることを確認した。米国側は、日本政府が国内投資家と外国人投資家を差別する必要があると考える事例において、対内直接投資の管理規制に関する「適切な予測可能性」と明確な説明を求めた内閣府投資専門家グループの 2008 年 5 月報告書を評価した。

(1) 日本の投資規制

外国為替及び外国貿易法は、対外取引の原則自由という基本的考え方に立ちつつ、「国の安全」、「公の秩序」、「公衆の安全」等に影響を与えるおそれのある一部の業種に対する対内直接投資について、事前の届出義務を課している。これは、OECD 資本移動自由化コード等の国際的な投資ルールに適合したものである。

対内直接投資が我が国の経済成長に資するとの認識の下、外国投資家等の事務負担を軽減し、対内直接投資の促進を図るため、2009 年 4 月、対内直接投資の届出の審査期間をさらに短縮することとしたほか、同年 6 月、届出・報告手続の更なる改善を行った。

(2) 米国の投資規制

2007 年 7 月、米国議会は外国投資及び国家安全保障法 (FINS A) を可決した。FINS A は、特定の対米直接投資について安全保障上の審査を実施する省庁間委員会である対米外国投資委員会 (CFIUS) の権限及び審査手順を修正するものである。米国はまた、FINS A の実施と併行して引き続きオープンな投資制度の維持に努めていく。CFIUS 審査手順の全体目標は、取引を阻止することではなく、取引が進むよう懸念事項を解決することである。

米国財務省は2008年11月14日、FINSАの最終施行規則案を公表した。この新規規則は、2008年1月に公表された暫定規則について寄せられた多数のパブリックコメントを考慮に入れたものである。最終規則ではCFIUSの審査対象になる取引の定義の明確化を含め、CFIUSプロセスの透明性が向上した。CFIUSは原則として、国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性があり、「外国人が米国企業の支配権を獲得し得る」取引での全面審査を可能にする。グリーンフィールド投資はCFIUSの審査対象外である。

3. 両国関心事項

(1) 企業価値研究会報告書の啓発・普及

日本国政府は、2008年6月の企業価値研究会にて取りまとめられた「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、引き続き、我が国の事業者や投資家に対し、「買収防衛策の在り方」について、積極的に啓発・普及活動を行っていくと述べた。

米国政府は、多くの外国人投資家がこの報告書の内容について評価しており、経済産業省の取り組みに感謝の意を示すとともに、日本の投資環境の改善に有用なものであるとの意見を表明した。

(2) 企業統治研究会の検討状況

コーポレート・ガバナンス向上に向けたルールの在り方について検討を行うため、経済産業省において、金融庁、法務省及び東京証券取引所の協力の下、年12月に、企業統治研究会が設置され、本年6月に報告書が取りまとめられ公表された。

企業統治研究会は、報告書において、社外役員の「独立性」とは、経営陣から独立した立場で、利害関係を経営陣との間で有していないことを意味するとし、①経営陣から著しいコントロールを受けうる場合と、②経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる場合、の二つのケースでは、独立性を有しているとは言えないとした。その上で、独立性の確保とガバナンスの実効性の確保の両面の要請を勘案して以下のとおり結論を出した。すなわち、最低限、一般株主保護のため、一般株主との利益相反が生じるおそれのない「独立」な役員が存在することを前提として、上場企業に対し、当該企

業にとり最適な統治構造が株主との対話の中で合意形成できるよう、上場企業側の考え方につき、開示の充実等を求めることとした。

また、企業統治研究会は、報告書において、上場企業に対し、次のいずれかの対応を選択することを求めると結論を出した。

- ・社外取締役を設置し、その役割、機能等について、開示すること。
- ・上記を選択しない場合、当該企業独自の方法で、企業統治体制を整備、実行することについて、開示すること。

(3) 迅速な組織再編の阻害要因除去 (Form F-4)

日本国政府は、2009年5月の投資ワーキンググループ会合において、以下の懸念をIWGの場では初めて表明した。すなわち、米国株主が一定以上の割合を占める外国上場企業による組織再編の際に米国証券取引委員会(SEC)に対して情報開示及び報告義務を求めるSECの規則、及び当該規則が日本の投資環境に与える影響に対する懸念である。米国1933年証券法の規則145によれば、非米国法人が、株式を対価とするM&A取引により企業買収をする際に、買収対象会社の発行済株式の10%超が米国居住者に保有されている場合は、当該取引前に登録届出書(Form F-4)をSECに提出することが義務付けられている。米国証券法の下では、こうした組織再編における株式交換の取引は、買収対象会社の米国人株主に対する有価証券の「募集」及び「売出し」とみなされていることによる。

日本側は、米国非上場の日本企業がForm F-4の提出を求められる負担は極めて重く、日本における企業再編に対して悪影響を及ぼす可能性があるとの見解を表明した。日本政府は米国政府に対し、費用対効果の観点からSECによる当該登録義務のあり方を見直すと共に、適用除外要件の更なる緩和を検討することを要請した。日本側は、当該登録義務の合理化が実現されれば、日本の投資環境は、より一層、魅力的なものになると主張した。

これに対して米国側より、SECは、事業統合取引の一環として有価証券が発行または譲渡される際の現行の登録義務には、十分な根拠があると考えているとの説明がなされた。また、投資家保護の観点や内国民待遇の原則は、かかる取引の際に求められる登録義務の免除を正当化するものではないとの認識にある。

日米両国は、今後のIWG会合において、引き続き議論を行うことで合意した。

(4) 貨物セキュリティ

IWG は 4 年間にわたり米国の貨物セキュリティに係る規制および手続きが国境を越えた投資に与える潜在的な影響について議論を行った。その期間中、日本は、米国税関・国境保護局 (CBP) の強化された輸入者セキュリティファイリング (「10+2」ルール) や 2012 年までに外国港において要求される米国向けコンテナ貨物の 100% 検査を含め、米国の特定の国境保全措置の実施について懸念を表明してきた。

日米両国は 2007 年に、日本の懸念事項を詳細に検討し、両国のしかるべき機関が対話に参加できるよう、日米次官級経済対話のもとに「安全かつ円滑な貿易」スタディグループを設置した。米国政府はさらに、日本の関係者が米国の貨物セキュリティプログラムの目的並びに個々の輸出業者及び製造業者に課せられる要件を理解することを確保するため、東京のみならず日本各都市で幅広い広報活動を行った。直近の広報プログラムは、2009 年 5 月 18 日の週に東京と大阪で開催された。

米国側は、国土安全保障省 (DHS) は引き続き、グローバルな物流への影響を最小限に留め、現実的な方法で、業界関係者との協力の下に「10+2」ルールを実施することに取り組んでいく立場に変わりはないと説明した。しかしながら、「10+2」ルールは米国の法律で義務付けられているものであり、DHS は例外を設けることはできない。CBP が輸入者セキュリティファイリング (ISF) プログラムの下で米国の輸入者及び輸送業者に提出を義務付けるデータ項目は、CBP がそのターゲティング能力を強化し、追加的なセキュリティ対策が必要とされる貨物に対応する人材を確保する上で欠かせないものである。

CBP はこの規則案の公表以降、民間から寄せられた様々な意見に基づき、同規則案を大幅に改正した。改正された規則案にはデータ項目の提出に関して大幅に柔軟性を付与していること、12 ヶ月間の遵守猶予期間を設けること、規則について利害関係者から更なるコメントを受け付けることとしたことが挙げられた。

2009 年 6 月 1 日時点で受理された 116 万件を超える輸入者セキュリティファイリング (ISF) の提出を含めこれまでのプログラムを実施した経験から、CBP は多くの輸出入業者及び輸送業者が、サプライチェーンをほとんど阻害することなく必要な情報を提出できると確信している。

他方、日本側は、現時点でこのプログラムを採用している日本企業はごくわずかであると主張した。日本は米国に対し、現在の ISF 規制の完全実施の予定期日である

2010年1月26日より遅らせること、また、多くの企業、特に中小企業にとっては船積みの24時間前までに船荷証券(B/L)番号をCBPに提出することが不可能であるため、B/L番号の提出期限に柔軟性を与えることを要請した。日本はまた、現在の世界的経済不況のもとでは、多くの企業にとって期限を守ることが困難であると強く主張した。日本国政府はさらに米国政府に対し、この新たな規則案についてフィードバックする機会を多く確保するよう要請したほか、2012年に実施が予定されている100%検査実施の予定について説明を求めた。

米国向けコンテナ貨物100%検査要求について、米側からは、この要求は米国の法律で義務付けられたものであり、「10+2」ルールと同様、DHSは港湾運営や物流への影響を最小限に留め現実的な方法で前進するために、米国内外の関係者や、貿易団体及び産業界との連携を図るとの立場に変わりはないと説明があった。

日本は、米国向けの旅客機に積載される航空貨物の100%保安検査を含め、100%検査とそれが国際貿易および経済活動に及ぼし得る潜在的影響について深刻な懸念を表明した。

両国政府は現在、「安全かつ円滑な貿易」スタディグループ等の様々な枠組みにおいて、また共同での直接的な広報活動を通じて、貨物及びサプライチェーンのセキュリティに対する日本の懸念について対処している。両国政府は今後もさらに、この問題について本投資イニシアティブで議論を継続していくことの可否についても、今後の進展を踏まえて議論していく。

(5) 労働法制（確定拠出年金の見直し）

米国政府は、日本の労働市場の柔軟性を高めることで、日本が外国からの直接投資にとってより魅力的なものになるだろうと提言した。また、確定拠出型年金における従業員拠出の容認や拠出限度額の引き上げを検討するよう勧告した。これらの変更は労働者に資するものである。

日本政府は国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するために、2009年3月、企業型確定拠出年金における従業員拠出(いわゆるマッチング拠出)を認めること等を内容とする確定拠出年金法の改正法案を国会に提出した。また同様の目的から、拠出限度額の引き上げも実施することとしており、2010年1月に施行することを予定している。

(6) 査証

日本国政府は、ここ数年来と同様、米国に滞在する日本人従業員、投資家その他の合法的労働者及びその家族を対象に、ビザの国内更新を再開するよう米国政府に要請した。日本国政府は、ビザ更新のために日本へ帰国することを求められることはしばしば事業活動の障害になると指摘した。日本国政府としては、効率的な国境を越える事業活動にとって適時のビザ発行及び更新が不可欠と考えている。

米国政府は、2004年7月の米国国内でのビザ更新の停止は、安全保障及びロジスティックス上の理由によるもので、かつ米国の法律に従ったものであると説明した。ビザの国内更新を再開する計画はないとのことである。米国法の下では、米務省査証局は必要な生体認証情報を収集することも、国内でのビザ発給の決定を行うこともできない。しかし、米国政府は、米国の法律及び政策と整合的な形でのビザの申請手続の継続的な改善に関し、日本国政府と議論を続けていく。

ただし、米国政府は日本の懸念に対処するために、ビザの国内更新に代わる多くの手続を実施してきた。申請者は米国国土安全保障省に滞在延長を申請することにより、ビザの更新をせずに、米国での滞在を延長することが出来る。米国を出国する場合に限って、申請者は米国大使館または領事館でビザの再申請を行う必要がある。申請者は自国内での新規ビザ申請を奨励されるが、ビザ面接を予約すれば、第三国で申請を行うこともできる。米国政府は、この米国法上の要請が日本国民によるものを含め、ビジネス渡航に影響を与えるおそれがあるとの日本国政府の懸念を確認している。

米政府は上記に加え、在日米国大使館及び日本国内でビザ業務を行う米国領事館での適格な申請者に対するビザ取得手続きを円滑化するために、他にもいくつかの手続きを実施した。新たな施策では、過去に10指すべての指紋を提出しており、普段居住している地域の在日米国公館に申請しているビザ申請適格者は、既得ビザの有効期限終了から12ヵ月以内であれば、本人が大使館または領事館に出頭しなくても同種の非移民区分で新規ビザを申請することができる。ただし、申請者はビザ更新申請書類の提出時に、物理的に日本に滞在していなければならない。

E ビザの資格で米国に駐在する日本人ビジネスマンは、公館の人員及び施設が利用可能であることを条件に、在メキシコ公館でビザの更新を申請することができる。しかし、米国政府は、領事サービスにおけるこうした柔軟な措置は、多くの日本人申請者にはこれまで使用されてきていないと指摘した。

米国の企業内転勤(L)ビザ及び H1-B ビザの発給数及び有効期間の制限に関する日本の懸念について、米国は、Lビザの有効期間は法律で制限されていると指摘した。

H-1B ビザの有効期間とその年間発給数は米国連邦議会により管理されている。H-1B 非移民ビザは、法によって滞在期間が最長 6 年に制限されている。2008 年 10 月から始まった今年度の発給許可数はまだ上限に達していないため、H-1B ビザは現在も取得可能である。米国政府は、米国での就労資格を認められる日本の IT 労働者その他の一時的労働者の増員に、日本が関心を持っていることを認識している。しかしながら、一時的労働者のビザ要件の変更及び H-1B ビザの年間上限数の増加を実施する場合は、法制定が必要になる。ただし、米国政府は、議会が義務付けた H ビザの発給許可数及び H ビザの有効期間の開始時期が固定されていることによる就労機会への影響について、日本国政府が懸念していることを確認している。

さらに、最近の米国の景気刺激法によって、ある種の連邦政府の補助金を受けている企業は、既存の H1-B ビザ保有者を雇用している企業の報告規定の対象にされた。しかし、これによって専門職非移民が利用可能な H-1B ビザの発給数は減ってはいない。

4. 投資協定に関する情報交換

両国政府は、グローバルな国際投資協定網の拡大と国際投資協定における高レベルの投資保護とマーケット・アクセスの維持に対する関心を改めて共有し、日米双方が締結している国際投資協定(IIA)のベストプラクティス及び両国の投資協定交渉の状況並びに第三国に対する戦略について情報交換を行った。

日本は IIA について、進出した企業の投資保護の観点から締結してきているが、90 年代以降、グローバルな投資自由化が進み、紛争処理手続面の機能が強化されており、また、世界的にも IIA の締結数、並びに投資家と締約国間の国際仲裁事例が増加している。二国間投資協定(BIT)については、企業の海外活動促進の役割も大きくなっていることから、政府は「経済財政改革の基本方針 2008」において、BIT について、実際の企業ニーズに応じて交渉を進めていくとともに、相手国・地域間をより戦略的な優先順位で検討していくことを表明した。日本国政府は現在、今後の成長・潜在的投資が見込まれる中東、アフリカ、中央アジア、中南米地域を中心に、戦略的な優先順位での BIT 交渉の可能性を検討している。右検討を促進するため、「対外投資戦略会議」を立ち上げ、国際投資政策について官民で意見交換を行っている。

日本の投資協定の現状については、カンボジアとの BIT が 2008 年 7 月に、ラオスとの BIT が同年 8 月にそれぞれ発効し、ウズベキスタンとの BIT に同年 8 月に、ペルーとの BIT に同年 11 月に署名した。また、サウジアラビアとは BIT 締結にあたって実質的な合意に至っている。現在は、中国、韓国との三国間投資協定及びコロンビアとの BIT 交渉を行っており、今後カザフスタンやカタールとも交渉を開始する予定である。

また、投資章を含む経済連携協定(EPA)としては、2008 年 7 月にブルネイ及びインドネシアとの EPA が、同年 12 月にはフィリピンとの EPA が発効したほか、同年 12 月にベトナムと(BIT を組み込んでいる)、本年 2 月にスイスと署名に至っている。現在、GCC(投資設立章)、インド及び豪州とも EPA 締結を交渉中である。

米国は 2009 年 6 月時点で、引き続き複数の国・地域との BIT 交渉を行っている。2008 年には中国、インド、ベトナムとの BIT 交渉を正式に開始し、ブラジル、ガボン、グルジア、ガーナ、インドネシア、モーリシャス、パキスタンとは BIT の締結に向けた検討を行った。米国は 2008 年初めから、環太平洋地域の連携国が始めたばかりの投資および金融サービスに関する環太平洋戦略経済連携協定(TPP)交渉に参加している。ブルネイ、チリ、ニュージーランド及びシンガポールの TPP 参加諸国は 2006 年に、環太平洋地域の経済統合を促進する目的で高水準の自由貿易協定を締結した。米国は 2008 年 9 月に、この TPP に参加する意向を表明し、その後まもなく、オーストラリア、ペルーさらにベトナムも参加の意向を示した。オバマ政権は現在、米国の経済政策全体を背景とした、アジアおよび TPP を含む総合的な経済戦略を検討中である。

オバマ新政権は交渉における技術的な取り組みに加え、同政権の総合経済政策と公益の確保を目的として、2004 年の米国 BIT モデル条文の見直しを早急に行う予定である。

日米両国は、今後のグローバルな投資協定交渉において、良い前例になるであろう、アジア太平洋地域に的を絞った高水準の国際投資協定の推進を目指す上で、さらなる緊密な協力関係を構築することに合意した。2008 年 7 月に行われた G8 サミット首脳会議での宣言では、これについての重要性が強調された。

両国政府は、今後も日米投資ワーキンググループにおいて、双方の投資協定について情報交換を継続していくことを確認した。

IV 結論

2001年6月の日米投資イニシアティブの設置以降、日米双方は一層の投資環境の改善や対内直接投資が経済成長に果たす役割についての国民の理解促進に向けて多くの取組みを行ってきた。日本側の取組みの成果の一部として、対日直接投資残高は、2001年の6兆円から18兆円超と約3倍増となった。最近の世界経済の混乱にもかかわらず、2008年末時点で、対日直接投資額(フロー)は依然として黒字に保たれている。

2007年半ばから始まった世界的金融危機は、グローバルな投資環境に深刻な影響を及ぼしてきた。2008年下半期に国境を越えた資本・財の取引が縮小し、結果、株価および債券価格が下落、世界の金融システムは崩壊寸前状態に陥った。金融危機は、今や世界規模の経済不況に転じている。

こうした不安定な経済情勢にあつて、雇用や市場の保護を求めるゆえに、開放経済に反対し貿易障壁や投資障壁を支持する意見も提起されている。日米両国はこうした考えに反対の意を表している。両国はいずれも、積極的な貿易及び投資こそ、世界の繁栄と経済の迅速な回復を促す重要な要素であると認識している。

日米投資ワーキンググループは、過去8年間にわたって、以下をはじめとする幅広い投資関連事項について意見交換を行ってきた。

- 両国の投資環境を改善し、国境を越えたM&Aを推進する方策。
- 教育サービス等の重要なサービス部門への投資拡大に向けて市場を開放し、労働市場の柔軟性を促進する方法。
- 直接投資を不用意に阻害することなく、国家安全保障を担保する投資規制に関する方策。
- 国境を越えた物流や人の移動を抑制しないことを確保する一方で、適切な国境保全を維持する政策を策定する必要性。
- 二国間投資協定および自由貿易協定または経済連携協定の投資章について交渉を行うにあたっての両国の戦略。

両国政府は、今後の日米経済関係の重要な取り組みのひとつとして、投資に関する議論を継続していく。

別添 1. 対日投資シンポジウム、セミナー

日米投資イニシアティブでは、毎年、対外広報活動として日本の投資環境をアピールする対日投資シンポジウムを米国で開催するとともに、外国直接投資の相互の利益について理解を深めるための日米投資交流セミナーを日本の地方都市で開催している。

直近の対日投資シンポジウムは2008年10月にシカゴにおいて開催された。対日投資を実施した米国企業からは、自社の経験を通じた投資先としての日本の魅力について、日本政府関係者からは、日本の優れた技術や収益率の高さ、投資環境の改善、M&Aの動向について説明が行われた。また、2008年に日米投資交流セミナー開催地である静岡県知事特使から、インフラやインセンティブ等、同県の魅力について紹介が行われた。

また、日本の地方都市においては、2008年10月に静岡にて日米投資交流セミナーを開催した。日本に進出した米国企業からは、「対日投資を決めた要因」や「日本の地方都市が持つ対日投資の魅力」についてスピーチが行われ、日本側からは、外資系企業誘致の成功事例の紹介が行われた。また、セミナーに参加した米国企業を対象としたインダストリアルツアーを開催した。

別添 2. 最近の米国企業の進出事例

日本貿易振興機構(ジェトロ)の対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)では、外国企業の個別支援を行っており、その支援を受けて多くの米国企業が対日投資を行っている。2008 年度には米国企業 31 社がジェトロの支援を受けて日本に拠点を設立したが、そのうち目立ったのは医薬・医療機器分野での進出であり(4 件)、具体的に次の 2 件について紹介する。

○バイオメディカルシステムス Japan 合同会社 (Biomedical Systems)

心電図機器等の医療機器を扱う CRO(Clinical Research Organization)。医療関係業者に対する調剤の臨床試験に必要な物品、サービスの提供並びに臨床診断サービスを提供するために茨城県つくば市に合同会社を設立。ジェトロでは、つくばでのオフィス物件探しを支援。また、医療アドバイザーとのコンサルテーションを提供した。

○ディバジャパン株式会社 (Diba Industries, Inc.)

医療機器や分析科学装置に使われる、流体処理用のカスタムチューブとチューブアセンブリ、レベルセンサー付きの吸引／分注用プローブ、インライン試薬加熱器などの設計、製造、販売、輸入および検査を行う企業。同社の強みは、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ力、品質と精度の高い部品の提供ができること。日本市場では、既存顧客へのサービス拡充、新規顧客開拓へ向けた営業活動を行うため、東京に株式会社を設立。ジェトロでは、企業紹介、登記やビザのコンサルテーション、IBSC 東京にテンポラリーオフィスを提供した。